

注*『明実録』万曆十九年十一月辛卯の条に關連の記事がある。なお、

本文書以降、符文にも勘合番号が記され、文章も執照とほぼ同様

になる(二三一〇二)注(2)参照。

(1) □□日 執照(三一一三〇)によれば十四日。

1-26-09

世子尚寧の、進貢謝恩のため署大夫事都通事金仕歴等を遣わす符文(一五九六、九、八)

琉球国中山王世子尚(寧)、進貢、謝恩等の事の為にす。

今、特に署大夫事・使者・通事等の官の金仕歴等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・生硫黄一万斤・金銀面扇五十把・水墨画扇一百把・細嫩芭蕉布四十四匹・土夏布四百匹・紅花二百斤・海螺三千個を装載し、齎して礼部に赴き告申して進収せしむる外、今、洪字第十二号半印勘合符文を給して前去せしむ。沿途の経過の各該地方の関津把隘とこらの去処及び駅遞・巡司等の衙門の官吏は、往廻して彼に到らば、即便に放行し、留難して未便なるを得しむる母れ。須らく出給に至るべき者なり。

計開 赴京の

署大夫事都通事一員 金仕歴 人伴一十名

使者一員 金応照 人伴五名

通事一員 梁守徳 人伴二名

存留在船使者二員 馬五郎 毛鳳威 人伴四名

存留在船通事一員 葉崇五 人伴二名

貢謝の方物を除くの外、附搭の土夏布二百匹

右の符文は通事梁守徳等に付し、此れに准ぜしむ

万曆二十四年(一五九六)九月初八日給す

進貢謝恩等の符文の為にす

注*『明実録』万曆二十五年十月庚申の条に關連の記事がある。

(1) 葉崇五 執照(三二一〇三)には葉崇吾とある。

1-26-10

世子尚寧の、進貢謝恩と請封のため長史鄭道等を遣わす符文

(一五九九、二、二七)

琉球国中山王世子尚(寧)、進貢、謝恩、請封等の事の為にす。

今、特に長史・使者・通事等の官の鄭道等を遣わし、表文一通を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤・黒漆鞞を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、馬四匹・硫黄一万斤・黒漆鞞沙魚皮靶腰刀二十把・紅漆鞞黒漆靶鍍金銅結束鎗一十柄・線穿鉄甲二領、頭盛全・細嫩土夏布二十四匹・花螺一百個・海螺二千個を装載し、齎して礼部に赴き告稟して進収せしむる外、今、洪字第